

技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者を選定するための評価項目および判断基準は、以下のとおりである。

1 参加表明者＜企業＞の評価

評価項目	評価の着目点			
	判断基準			ウェイト
参加表明者＜企業＞の経験および能力（資格・実績等）	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等【様式-5】 下記条件を満たす者とする。 当該業務に関する部門の登録（建設コンサルタント登録の建設環境部門）があり、建設コンサルタントの評点が260点以上かつ、「建設環境部門」の共通順位が1位から40位までの者。 なお、上記以外の場合は選定しない。	必須条件
		地域要件	- 下記条件を満たす者とする。 滋賀県内に名簿に登録された営業所を有する者。 なお、上記以外の場合は選定しない。	
	専門技術力	成果の確実性	過去15年間の同種または類似業務の実績内容【様式-5, 6】 手続き開始の公告日の前日から起算して前15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。（60） ②同種業務の実績がある。（30） ③類似業務の実績がある。（10） なお、業務実績がない場合は選定しない。	必須条件 60
参加表明者＜企業＞の経験および能力（成績・表彰）	専門技術力	成果の確実性	過去3年間に完了したコンサルタント業務の業務成績【様式-7】 入札公告年度の前年度の3月31日を起算日として、前3年間に完了したコンサルタント業務の総合評定（業務評定）について、下記の順位で評価する。 ①80点以上の成績評定 3件以上あり（140） ②80点以上の成績評定 1件以上3件未満あり（70） ③80点以上の成績評定 なし（0）	140
小計				200

2 配置予定技術者の評価

評価項目	評価の着目点				ウェイト
				判断基準	
予定技術者の 経験および能力	管理技術者	資格要件	技術者資格 およびその 専門分野の 内容 【様式-2-1】	下記資格を有する者とする。 技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」）、技術士（建設部門：「建設環境」）、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成4年法律第51号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者。 なお、上記以外の場合は選定しない。	必須条件
		専門技術力	過去15年間の同種または類似業務の実績の内容 【様式-2-1, 様式-3】	手続き開始の公告日の前日から起算して前15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。（20） ②同種業務の実績がある。（10） ③類似業務の実績がある。（5） なお、業務実績がない場合は選定しない。	必須条件 20
			過去3年間に完了したコンサルタント業務の業務成績 【様式-8】	入札公告年度の前年度の3月31日を起算日として、前3年間に完了したコンサルタント業務に管理技術者または担当技術者として従事した業務の総合評定点（業務評定点）について、下記の順位で評価する。 ①80点以上の成績評定 3件以上あり（140） ②80点以上の成績評定 1件以上3件未満あり（70） ③80点以上の成績評定 なし（0）	140

		専任性	専任性	手持ち業務量（選定後未契約のものを含む） 【様式-2-1】	滋賀県発注の 500 万円以上の手持ち業務数が、公告日現在において実質（一時中止等を除く。）業務 3 件以上の場合は選定しない。	必須条件
	主たる担当技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格およびその専門分野の内容 【様式-2-2】	下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」、技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者（10） ②RCCM「建設環境」（5） ③①、②とも有しない。（0）	10
		専門技術力	業務執行技術力	過去 15 年間の同種または類似業務の実績の内容 【様式-2-2、様式-3】	手続き開始の公告日の前日から起算して前 15 年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。（10） ②類似業務の実績がある。（5） ③①、②とも有しない。（0）	10
		情報収集力	地域精通度	経歴 【様式-2-2】	県内の公共事業の発注機関において土木技術職員として 10 年以上従事した経験を有する者を担当技術者として配置する場合に評価する。 ①評価項目を満足する。（10） ②評価項目を満足しない。（0）	10
	照査技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容 【様式-2-3】	下記資格を有する者とする。 技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」、技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用	必須条件

				理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者。 なお、上記以外の場合は選定しない。		
		専門技術力	業務執行技術力	過去 15 年間の同種または類似業務の実績の内容 【様式-2-3, 様式-3】	手続き開始の公告日の前日から起算して前 15 年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が 2 件以上ある。（10） ②同種業務の実績がある。（6） ③類似業務の実績がある。（3） なお、業務実績がない場合は選定しない。	必須条件 10
小計						200

3 業務実施体制

評価項目		評価の着目点	
		判断基準	ウェイト
当該業務の実施体制	業務実施体制の妥当性 【様式-4】	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている。	－
合計			400